

七年の最高記録を凌駕して居たのである。これは想像に難くないのである。

財團法人協調會大阪支所

三、最近の状況

本年一月以降十二月末現在の發生件數は

甲類争議 四件（参加人員三二六名）

乙類争議 三三件（参加人員二〇八名）

計 三七件（参加人員五二四名）

であつて之に十二月中に於て發生するものあることを豫想するとしても昭和十二年の半數、昭和十一年の三分の一にも達せぬ激減を示して居り（別表に示す如く件數、人員、規模、態樣等事變前に比し全く趣を異にして居り從而）事變後發生の争議は比較的労働條件に恵まれざる小規模の事業場乃至一部不況に呻吟する平和産業特に織物、染色工場に於ける消極的要求に基くもの多く數の減少のみならず其の質に於ても益々穩健化し一風何等かの事情に

財團法人協調會大阪支所

よつて發生した争議も概して勞資の互譲によつて極めて急速に解決するを例としてゐる。

只此處に注意を要するは前述の如く事變後争議の激減を見た事は労働争議として取上げた表面化せる問題の減少に止まるのであつて決して争議發生可能狀態の減少ではないことである。

斯の如き争議の減少は事變の長期化に伴ふ勞資の本能的自制と國民精神總動員、産業報國運動等の指導監督に制肘せられた結果及各種労働組合の指導方針轉換等に原因せるものに外ならず停止する處なき各種生活必需品の價格騰貴物資統制に上る不愈産業の不振退嬰は決定的にして事業の廢休止、操業短縮、之に伴ふ従業員の離職等日を遂ふて釐出の状態にあり労働條件亦満足すべきものなしと雖も之等離職者は軍需工場具の他適當なる職場を求めて平穩に轉業し、辛うじて離職を免れ居る職工も克く時局を認識し労働條件の維持改善等に關する欲望をも抑制しつゝある結果であつて一度び時局に名を籍り、之を利用せんとするが如き悖德事業主